証券コード2806
平成27年６月９日

株　主　各　位

愛知県知多郡武豊町字川脇34番地の１
ユタカフーズ株式会社
代表取締役社長　古　里　　親

第75回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第75回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成27年６月24日（水曜日）午後５時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. **日　　時**　平成27年６月25日（木曜日）午前10時
2. **場　　所**　愛知県知多郡武豊町字大門田11番地
　武豊町民会館　響きホール
3. **目的事項**
　報告事項　第75期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）
　事業報告の内容及び計算書類の内容報告の件
　決議事項
　第１号議案　剰余金の処分の件
　第２号議案　定款一部変更の件
　第３号議案　取締役７名選任の件
　第４号議案　監査役１名選任の件
　第５号議案　退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.yutakafoods.co.jp）において修正後の事項を掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

1.　会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国の経済は、消費税増税に伴う消費の冷え込みからスタートし、夏場の天候不順に悩まされ、また、地政学的リスクの増大、中国経済の停滞や急激な円安など海外動向に対する不安感の増大等、依然として先行きは不透明な状況となっております。

食品業界におきましては、景気回復による個人消費の盛り上がりへの期待感はあるものの、依然として雇用・所得環境は改善の途上であり、食の安全性に対する不安感の増大や安心・安全に対する関心が一層高まるとともに、原材料価格とエネルギーコストの上昇など厳しい経営環境が継続しております。

このような状況の中で、当社は取引先のニーズを追求した提案型営業を強化し、既存設備の活用を重点に液体調味食品やチルド食品部門では合理化、省力化に取り組みました。さらに、全社あげての合理化活動を推進し、最も効率的なオペレーション体制を構築しながら、経営効率の向上と利益目標の達成に取り組んでまいりました。

安全面では品質保証部を充実し、製品や原材料受入れなどの検査の徹底を図り、消費者の皆様に安心・安全をお届けできる検査体制をさらに強化いたしました。

以上の結果、当期の業績は、売上高は21,145百万円と前年同期と比べ1,304百万円（5.8%）の減収となり、利益面につきましては、原料コスト・エネルギーコストの上昇及び物流コストの増加により、営業利益は1,096百万円と前年同期と比べ262百万円（19.3%）、経常利益は1,169百万円と前年同期と比べ300百万円（20.4%）、当期純利益は834百万円と前年同期と比べ72百万円（8.0%）の減益となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

液体調味食品部門は、業務用調味液の売上が増加したものの、液体スープの売上が減少し、売上高は3,131百万円と前年同期と比べ397百万円（11.3%）の減収となり、セグメント利益（営業利益）は325百万円と前年同期と比べ24百万円（8.2%）の増益となりました。

粉粒体食品部門は、機能性食品の受託が低調に推移し、売上高は4,465百万円と前年同期と比べ33百万円（0.7%）の減収となり、セグメント利益（営業利益）は、こだわりの焼きあごを使用した「だし取り職人シリーズ」の販売強化による販売促進費の効率的な使用に伴い149百万円と前年同期と比べ29百万円(25.0%）の増益となりました。

チルド食品部門は、焼そばの受託は好調でしたが、半生麺・ゆで麺等のアイテムが低調に推移したため、売上高は3,426百万円と前年同期と比べ97百万円(2.8%）の減収となり、セグメント利益（営業利益）は327百万円と前年同期と比べ44百万円（15.6%）の増益となりました。

即席麺部門は、全体的に低調に推移し、売上高は8,281百万円と前年同期と比べ558百万円（6.3%）の減収となり、セグメント利益（営業利益）は268百万円と前年同期と比べ359百万円（57.3%）の減益となりました。

その他は、その他商品の取扱が減少し、売上高は1,840百万円と前年同期と比べ215百万円（10.5%）の減収となり、セグメント利益（営業利益）は25百万円と前年同期と比べ1百万円（6.1%）の減益となりました。

部門別売上高について取りまとめて表示しますと次のとおりであります。

年度／部門	前期(平成25年４月～26年３月)		当期(平成26年４月～27年３月)		前期比増減(△)
	金額	構成比	金額	構成比	
	百万円	%	百万円	%	%
液体調味食品	3,529	15.7	3,131	14.8	△11.3
粉粒体食品	4,499	20.0	4,465	21.1	△0.7
チルド食品	3,524	15.7	3,426	16.2	△2.8
即席麺	8,840	39.4	8,281	39.2	△6.3
その他	2,056	9.2	1,840	8.7	△10.5
合計	22,449	100.0	21,145	100.0	△5.8

(2) 設備投資の状況と資金調達の状況

当期中に実施いたしました設備投資額は、総額2億78百万円であります。このうち主なものは

本社工場　チルド食品製造設備54百万円、液体調味食品製造設備47百万円

鳥取工場　粉粒体食品製造設備10百万円であります。

なお、これらの設備投資に必要な資金は、自己資金により賄っております。

(3) 対処すべき課題

次期の見通しにつきましては、去年の大手企業を中心とした定期昇給から今年の幅広い企業の昇給による実質賃金の上昇が見込まれるものの、円安による輸入物価の上昇などにより先行きは不透明であり、経営環境は依然として厳しい状況で推移することが予想されます。

食品業界におきましても、低価格志向・節約志向に伴う価格競争の激化による厳しい経営環境が継続されるものと予想されます。また、人口減少と高齢化の進展、食への安心・安全に対する意識の高まり、原材料価格の高騰など大きな変化が起こっております。

このような状況の中で当社は、品質第一の姿勢を貫き、安心・安全な製品を提供することを基本として品質管理を徹底するとともに、生産面におきましては、人材育成の充実とローコストオペレーション体制を実現できるよう創意工夫し、収益基盤の強化を図ってまいります。

また、既存設備の有効活用を推し進めていくとともに、新たな事業にも積極的に挑戦して収益力を強化してまいります。

さらに、企業活動における社会的責任の重さを充分認識し、環境保全活動への取り組み、コンプライアンス体制の強化等を推進し、お客様に信頼される企業を目指し、積極的に事業を展開し、社業の発展を図る所存であります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申しあげます。

(4) 財産及び損益の状況

区分＼期別	第72期（平成23年４月～平成24年３月）	第73期（平成24年４月～平成25年３月）	第74期（平成25年４月～平成26年３月）	第75期（当期）（平成26年４月～平成27年３月）
売上高	22,771百万円	21,475百万円	22,449百万円	21,145百万円
経常利益	1,577百万円	1,310百万円	1,469百万円	1,169百万円
当期純利益	874百万円	811百万円	906百万円	834百万円
１株当たり当期純利益	99円57銭	92円40銭	103円26銭	107円52銭
純資産	18,382百万円	18,943百万円	19,544百万円	16,872百万円
総資産	21,407百万円	21,870百万円	22,593百万円	19,611百万円

（注）「１株当たり当期純利益」は期中平均株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。

［第72期］

第72期は、原材コスト及びエネルギーコストの上昇により、営業利益、経常利益及び当期純利益は前年同期と比べ減益となりました。

［第73期］

第73期は、原料コスト・エネルギーコストの上昇及び家庭用調味料製品の販売促進費の増加により、営業利益、経常利益及び当期純利益は前年同期と比べ減益となりました。

［第74期］

第74期は、即席麺が順調に推移し、増収増益となりました。

［第75期］

第75期は、前記「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

(5) 主要な事業内容

① 市販用及び業務用の液体調味食品及び粉粒体食品等の製造販売

② マルちゃん製品の液体調味食品、粉粒体食品、チルド食品及び即席麺等の受託製造

(6) 主要な営業所及び工場

名　　称	所　　在　　地
本　社　工　場	愛　知　県　知　多　郡　武　豊　町
鳥　取　工　場	鳥　取　県　境　港　市
東　京　営　業　所	東　京　都　千　代　田　区

(7) 従業員の状況

従　業　員　数	前期末比増減数	平　均　年　齢	平均勤続年数
339名	13名増	33.2歳	10.5年

(注)　上記従業員数には臨時従業員20名は含んでおりません。

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

①　親会社との関係

当社の親会社は東洋水産株式会社で、同社は当社の株式を3,533千株（出資比率40.0%）保有いたしております。

当社は、東洋水産グループの一員として、東洋水産株式会社の即席麺では、ノンフライカップ麺製造設備を有し、同グループ内における独自の地位を得ております。また、チルド食品においては中部地区の生産・配送の拠点として重要な役割を担っております。

②　重要な子会社の状況

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　35,000,000株

(2) 発行済株式の総数　6,949,029株(自己株式1,883,282株を除く)

(3) 株主数　2,077名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
東洋水産株式会社	3,533千株	50.85%
株式会社榎本武平商店	210千株	3.02%
ユタカフーズ従業員持株会	189千株	2.72%
株式会社三菱東京UFJ銀行	101千株	1.46%
株式会社三井住友銀行	101千株	1.45%
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	93千株	1.33%
株式会社愛知銀行	85千株	1.22%
三井生命保険株式会社	80千株	1.15%
中部飼料株式会社	80千株	1.15%
焼津水産化学工業株式会社	76千株	1.09%

(注)　持株比率は自己株式(1,883,282株)を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	古里　親	
代表取締役専務	近藤英次	
常務取締役	堀　克己	営業本部長
取締役	牧　清忠	総務部長
取締役	中島祐司	生産本部長本社工場長
取締役	川合信市	鳥取工場長
取締役	大茂為継	株式会社マルモ代表取締役社長
常勤監査役	須﨑尚孝	
監査役	山下　透	東洋水産株式会社監査役
監査役	津田明人	税理士法人津田明人税理士事務所代表社員

(注) 1. 取締役大茂為継氏は、社外取締役であります。
2. 監査役山下透氏及び津田明人氏は、社外監査役であります。
3. 監査役山下透氏は、東洋水産株式会社勤務を通して食品業界に関する知識と企業活動に関する豊富な知識を有しております。
4. 平成26年６月26日開催の第74回定時株主総会において、川合信市氏と大茂為継氏は取締役に、津田明人氏は監査役に就任いたしました。
5. 平成26年６月26日開催の第74回定時株主総会終結の時をもって、織田睦彦氏と堀泰幸氏は取締役を、森勇氏は監査役を任期満了により退任いたしました。
6. 当社は、取締役の大茂為継氏及び監査役の津田明人氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役　９名　67百万円（うち社外１名　2百万円）
監査役　３名　13百万円（うち社外２名　2百万円）

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。
2. 株主総会の決議により取締役の報酬は年額100百万円以内、ただし、これには使用人兼務取締役の使用人としての職務に対する給与相当額は含みません（平成24年６月27日定時株主総会決議）。監査役の報酬は年額30百万円以内となっております（平成24年６月27日定時株主総会決議）。
3. 上記、報酬等の額には役員賞与金5百万円が含まれております。
4. 上記、報酬等の額には役員退職慰労引当金の繰入額10百万円が含まれております。
5. 上記支給額のほか、平成26年６月26日開催の第74回定時株主総会決議に基づき役員退職慰労金を退任取締役2名に対し9百万円を支給しております。
なお、この金額には当事業年度及び過年度の事業報告書において開示した役員退職慰労引当金9百万円が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

① 取締役　大　茂　為　継

ア．重要な兼職先と当社との関係

株式会社マルモの代表取締役社長であり、同社と当社との間には相互に取引がありますが、その取引額は共に2%未満であります。

イ．当事業年度における主な活動状況

(ア)取締役会への出席状況及び発言状況

出席率は100%であります。

出席した取締役会においては、社外取締役として、毎回報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

② 監査役　山　下　　透

ア．重要な兼職先と当社との関係

東洋水産株式会社の監査役であり、同社は当社の親会社であります。

イ．当事業年度における主な活動状況

(ア)取締役会への出席状況及び発言状況

出席率は100%であります。

出席した取締役会においては、社外監査役として、毎回報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

(イ)監査役会への出席状況及び発言状況

出席率は100%であります。

出席した監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告をし、毎回他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

ウ．当社の親会社または親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

16百万円

③ 監査役　津　田　明　人

ア．重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ．当事業年度における主な活動状況

(ア)取締役会への出席状況及び発言状況

出席率は90%であります。

出席した取締役会においては、社外監査役として、毎回報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

(イ)監査役会への出席状況及び発言状況

出席率は90%であります。

出席した監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告をし、毎回他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任に関し、法の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる旨を定款に規定しており、社外取締役大茂為継氏及び社外監査役津田明人氏との間で責任限定契約を締結しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

名古屋監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等
15百万円

② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
15百万円

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得た上で、または監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることとします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告します。

（注）「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任または不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。

なお、上記には事業年度中における方針を記載しております。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア． 経営監督機能の強化と経営の透明性のさらなる向上を目指し、各業務執行における個々の取締役の責任の所在を明確にする職務分掌と組織を整理する。

イ． 法令及び定款並びに社会規範に適合するための体制（以下「コンプライアンス体制」という）の強化を目的とする各種規定を定め、それらの規定に従い、取締役は職務の執行をする。

ウ． 取締役の職務の執行が各種規定に基づき、適正に行われるよう取締役が相互に監視する他、監査役の監査を受ける。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令及び文書管理規定に従い、取締役の職務の執行に係る各情報を保存し、管理する。

③　損失の危機の管理に関する規定その他の体制

ア．　損失の発生を未然に防止するため、業務の執行に伴うリスク要因を洗い出し、リスク管理体制の構築及び運用を行う。

イ．　各部門の担当役員及び使用人は、リスク管理規定に従い、自部門に内在するリスクを把握、分析、評価した上で適切な対策を実施するとともに、それらの状況を監督し、定期的に見直す体制を整備する。

ウ．　各部門は、自部門のリスク管理の状況を定期的に内部監査室に報告する。また、内部監査室は、リスク管理の状況を正確に把握できる体制を整備し、必要に応じて独自に監査し、その状況を逐次取締役会に報告する。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア．　各社及び各部門における事業の効率性を確保する職務分掌と組織を整理し、取締役は職務分掌に従い職務を執行する。

イ．　原則として毎月１回取締役会を開催する他、必要に応じて、業務執行上の重要事項について審議する経営戦略会議等を開催し、迅速な意思決定を行い機動的に業務執行する体制を維持するとともに情報の共有化を図る。

ウ．　東洋水産グループ全社の事業情報を収集することにより、業務執行の適正化及び効率化を図る。

⑤　使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア．　使用人の職務の執行が法令及び定款並びに社会規範に適合することを確保するための体制を整備し、コンプライアンスに係る規定類を制定並びに研修等のコンプライアンス・プログラムを策定し、コンプライアンスの徹底を図る。

イ．　使用人の職務の執行が法令及び定款並びに社会規範に適合しているか監査し、その改善に努める。

⑥　当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ア．　東洋水産株式会社の内部統制を推進する組織との連携体制を構築する。

イ．　東洋水産株式会社の内部統制関連諸規程を準拠する。また、業務の適正の確保について定期的に東洋水産株式会社の監査の実施を受ける。

ウ．　東洋水産グループにおいて生じ得る企業の健全性を損ないかねない事象に関するレポートラインを整備する等して、当社と親会社及び関係会社における不適切・非通例的な取引を防止するための措置を講ずる。

⑦　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

ア．　監査の職務を補助するための使用人（以下「監査補助使用人」という）を置くことを監査役が求めた場合、当該監査役及び監査役会と協議の上で必要な監査補助使用人を配置する。

イ．　監査補助使用人の配置は、その必要人数と具備すべき能力、権限及び監査役の監査補助使用人への指揮命令権等を明確化した上で行われるものとする。

⑧　前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査補助使用人の取締役からの独立性を確保するため、人事異動・人事評価・懲戒処分は監査役会の承認の上決定する。

⑨　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

ア．　監査役監査が実効的に行われるよう必要且つ適切な情報を適時に収集できる体制を整備する。

イ．　取締役及び使用人が各監査役の要請に応じて必要な事項をすみやかに報告することができるようにする他、取締役及び使用人が自発的に当社及び東洋水産グループ企業に重大な影響を与える事項を報告できる制度を整備する。

⑩　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ア．　監査役会と代表取締役は、定期的な意見交換会を実施する。

イ．　監査役は、会計監査人から監査内容について説明を受け、情報交換を行うなど連携を取る。

ウ．　業務を執行する役員及び各営業所、工場等を統括する使用人について、定期的に直接面談する機会を設ける。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

（注）　本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
	百万円		百万円
流動資産	**13,174**	**流動負債**	**2,125**
現金及び預金	7,029	買掛金	1,297
売掛金	1,808	未払金	39
商品及び製品	423	未払費用	276
仕掛品	23	未払法人税等	186
原材料及び貯蔵品	281	未払消費税等	136
繰延税金資産	96	賞与引当金	173
関係会社短期貸付金	3,500	役員賞与引当金	5
その他の流動資産	16	その他の流動負債	10
貸倒引当金	△5	**固定負債**	**612**
固定資産	**6,436**	繰延税金負債	49
有形固定資産	**4,388**	退職給付引当金	497
建物	1,985	役員退職慰労引当金	65
構築物	90	**負債合計**	**2,738**
機械装置	1,422	純資産の部	
車両運搬具	14	**株主資本**	**16,415**
工具器具備品	56	**資本金**	**1,160**
土地	813	**資本剰余金**	**1,160**
建設仮勘定	4	資本準備金	1,160
無形固定資産	**45**	**利益剰余金**	**17,549**
ソフトウェア	42	利益準備金	167
その他の無形固定資産	2	その他利益剰余金	17,382
投資その他の資産	**2,002**	別途積立金	12,220
投資有価証券	1,698	繰越利益剰余金	5,162
関係会社株式	32	**自己株式**	**△3,455**
出資金	0	**評価・換算差額等**	**457**
関係会社出資金	135	その他有価証券評価差額金	457
長期前払費用	7	**純資産合計**	**16,872**
前払年金費用	78		
その他の投資その他の資産	49		
資産合計	**19,611**	**負債・純資産合計**	**19,611**

損 益 計 算 書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

科目	金額	
	百万円	百万円
売上高		21,145
売上原価		19,108
売上総利益		2,036
販売費及び一般管理費		940
営業利益		1,096
営業外収益		
受取利息及び配当金	65	
雑収入	45	110
営業外費用		
自己株式取得費用	30	
雑支出	7	38
経常利益		1,169
特別利益		
投資有価証券売却益	14	
子会社清算益	88	
補助金収入	2	105
特別損失		
固定資産除売却損	2	
ゴルフ会員権評価損	1	4
税引前当期純利益		1,270
法人税、住民税及び事業税		420
法人税等調整額		16
当期純利益		834

株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
	百万円	百万円	百万円
平成26年４月１日期首残高	1,160	1,160	1,160
会計方針の変更による累積的影響額			
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,160	1,160	1,160
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
自己株式の取得			
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			
事業年度中の変動額合計	―	―	―
平成27年３月31日期末残高	1,160	1,160	1,160

	株主資本					
	利益剰余金				自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
		別途積立金	繰越利益剰余金			
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
平成26年４月１日期首残高	167	12,220	4,680	17,067	△65	19,323
会計方針の変更による累積的影響額			△37	△37		△37
会計方針の変更を反映した当期首残高	167	12,220	4,642	17,030	△65	19,286
事業年度中の変動額						
剰余金の配当			△314	△314		△314
当期純利益			834	834		834
自己株式の取得					△3,390	△3,390
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	―	―	519	519	△3,390	△2,870
平成27年３月31日期末残高	167	12,220	5,162	17,549	△3,455	16,415

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	百万円	百万円	百万円
平成26年４月１日期首残高	220	220	19,544
会計方針の変更による累積的影響額			△37
会計方針の変更を反映した当期首残高	220	220	19,506
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△314
当期純利益			834
自己株式の取得			△3,390
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	237	237	237
事業年度中の変動額合計	237	237	△2,633
平成27年３月31日期末残高	457	457	16,872

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

関連会社株式　　移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のあるもの　　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの　　移動平均法による原価法によっております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品、仕掛品

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品、原材料、貯蔵品

移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、平成13年４月１日以降取得した建物（建物附属設備は除く）については定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

なお、リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与支給に備えるため、期末在籍人員に対し、支給対象期間に対応する支給見込額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

ア．退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

イ．数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理することとしております。

（会計方針の変更）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の変更等をいたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の前払年金費用が81百万円減少し、退職給付引当金が23百万円減少し、利益剰余金が37百万円減少しております。また、これらによる損益への影響額は軽微であります。

⑤　役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2.　貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　12,756百万円

(2) 関係会社に対する債権債務

関係会社に対する短期金銭債権	1,288百万円
関係会社に対する短期金銭債務	809百万円

(3) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

3.　損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との営業取引高・営業取引以外の取引高

関係会社との営業取引高	26,437百万円
関係会社との営業取引以外の取引による取引高	34百万円

(2) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数（株）
普通株式	8,832,311	―	―	8,832,311

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数（株）
普通株式	50,659	1,832,623	―	1,883,282

（変動事由の概要）

平成26年９月８日開催の取締役会決議による自己株式の取得　1,832,500株

単元未満株式の買取りによる取得　123株

(3) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年６月26日定時株主総会	普通株式	175	20.00	平成26年３月31日	平成26年６月27日
平成26年10月31日取締役会	普通株式	138	20.00	平成26年９月30日	平成26年12月８日

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年６月25日定時株主総会（予定）	普通株式	利益剰余金	138	20.00	平成27年３月31日	平成27年６月26日

(4) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社の資金運用については、短期運用の預金等に限定しており、資金調達については、自己資金において賄っております。

②金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに影響を受けます。当該リスクに関しては、当社の与信管理規定に従い、与信管理部署において、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行い、主な取引先の信用状況を年度毎に把握する体制を整えております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに影響を受けます。当該リスクに関しては、経理部において定期的に時価や発行体（主に取引先企業）の財務状態等を把握する体制を整えております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが２ヶ月以内の支払期日であります。

デリバティブ取引の執行については、個別契約ごとに承認を得て実行し、デリバティブの利用にあたっては信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行うことにしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1)現金及び預金	7,029	7,029	―
(2)売掛金	1,808	1,808	―
(3)関係会社短期貸付金	3,500	3,500	―
(4)投資有価証券 その他有価証券	1,697	1,697	―
資産計	14,036	14,036	―
(5)買掛金	1,297	1,297	―
(6)未払法人税等	186	186	―
負債計	1,483	1,483	―

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

(1)現金及び預金、及び(2)売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)関係会社短期貸付金

親会社である東洋水産株式会社への貸付金であります。当社の意向により随時貸付金の回収が可能であり、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。

(5)買掛金、及び(6)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 非上場株式（貸借対照表計上額0百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	１年以内 (百万円)	１年超５年以内 (百万円)	５年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1)現金及び預金	7,029	―	―	―
(2)売掛金	1,808	―	―	―
(3)関係会社短期貸付金	3,500	―	―	―
合　計	12,338	―	―	―

6. 賃貸等不動産に関する注記

重要な賃貸等不動産はありません。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	56百万円
未払事業税否認	14百万円
退職給付引当金	157百万円
その他	61百万円
繰延税金資産小計	289百万円
評価性引当額	△14百万円
繰延税金資産合計	275百万円

(繰延税金負債)

前払年金費用	△24百万円
その他有価証券評価差額金	△203百万円
繰延税金負債合計	△228百万円
繰延税金資産の純額	46百万円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が平成27年３月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成27年４月１日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の34.9％から、回収又は支払が見込まれる期間が平成27年４月１日から平成28年３月31日までのものは32.4％、平成28年４月１日以降のものについては31.7％にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が2百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が23百万円、その他有価証券評価差額金額が21百万円それぞれ増加しております。

8. 関連当事者との取引に関する注記
親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金（百万円）	事業の内容	議決権等の被所有割合（%）	関係内容	
						役員の兼任等（名）	事業上の関係
親会社	東洋水産㈱	東京都港区	18,969	即席食品等の製造販売	直接 50.9 間接 0.0	兼任１	同社の製品を受託製造
			取引内容		取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
			営業取引	製品の販売	16,095	売掛金	1,282
				原料等の購入	10,279	買掛金	801
				販売経費他	57	未払費用	7
				その他	50	その他の流動資産	4
			営業取引以外の取引	資金運用	3,500	関係会社短期貸付金	3,500
				受取利息	27	その他の流動資産	1

（注）1. 取引条件及び取引条件の決定方針等
(1) 製品の販売価格については、総原価を勘案して当社希望価格を提示し、毎期価格交渉の上、一般的取引条件と同様に決定しております。
(2) 原料等の購入価格については、東洋水産㈱が仕入先と価格交渉した価格により購入しておりますが、取引条件的に劣ることはありません。
(3) 貸付金利については、市場金利を勘案して決定しております。
2. 取引金額には消費税等は含まれませんが、期末残高には消費税等が含まれております。

9. １株当たり情報に関する注記
(1) １株当たり純資産額 2,428円07銭
(2) １株当たり当期純利益 107円52銭
（期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。）
※ １株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

損益計算書上の当期純利益	834百万円
普通株式に係る当期純利益	834百万円
普通株式の期中平均株式数	7,757,419株

10. 重要な後発事象に関する注記
該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月12日

ユタカフーズ株式会社
取 締 役 会　御 中

名古屋監査法人

代表社員
業務執行社員　公認会計士　中 田 惠 美　㊞

業務執行社員　公認会計士　山本真由美　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ユタカフーズ株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第75期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び該当決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2.　監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人名古屋監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月14日

ユタカフーズ株式会社　監査役会

常勤監査役　須　﨑　尚　孝　㊞

監　査　役　山　下　　透　㊞

監　査　役　津　田　明　人　㊞

（注）　監査役山下透、津田明人は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社の配当方針につきましては、企業体質の強化と今後の事業展開に備えさせていただきますとともに、安定的な配当の継続を基本としております。

当期の期末配当につきましては、財務状況を総合的に勘案し、１株につき普通配当20円とさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金20円　総額138,980,580円

（注）中間配当金20円を含め年間配当金は１株につき40円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成27年６月26日

第２号議案　定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第23条(社外取締役の責任限定契約)及び第30条(社外監査役の責任限定契約)の規定を変更するものであります。

なお、定款第23条の変更に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　　更　　案
（社外取締役の責任限定契約） 第23条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第１項の損害賠償責任につき、法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。	（取締役との責任限定契約） 第23条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間に、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。
（社外監査役の責任限定契約） 第30条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第１項の損害賠償責任につき、法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。	（監査役との責任限定契約） 第30条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第３号議案　取締役７名選任の件

取締役７名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役７名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	ふるさと　ちかし 古里　親 （昭和24年12月１日生）	昭和43年４月　東洋水産株式会社入社 平成６年８月　当社工場長 平成７年６月　当社取締役 平成10年６月　当社常務取締役 平成17年６月　当社専務取締役 平成19年６月　当社代表取締役社長 現在に至る	7,936株
※2	はしもと　あつし 橋本　淳 （昭和41年４月27日生）	平成元年４月　東洋水産株式会社入社 平成19年６月　株式会社酒悦取締役 平成23年４月　同社代表取締役社長 現在に至る	－株
3	ほり　かつみ 堀　克己 （昭和28年２月15日生）	昭和50年４月　東洋水産株式会社入社 平成13年４月　当社第二営業部長 平成13年６月　当社取締役 平成17年４月　当社営業本部長 現在に至る 平成20年６月　当社常務取締役 現在に至る	9,972株
4	まき　きよただ 牧　清忠 （昭和33年11月14日生）	昭和56年４月　当社入社 平成20年７月　当社生産管理部長 平成22年６月　当社総務部長 現在に至る 平成22年６月　当社取締役 現在に至る	9,504株
5	かわいしんいち 川合信市 （昭和30年８月28日生）	昭和54年４月　当社入社 平成17年４月　当社研究開発室長 平成19年９月　当社鳥取工場長 現在に至る 平成26年６月　当社取締役 現在に至る	7,732株
6	おおしげためつぐ 大茂為継 （昭和39年３月17日生）	平成４年９月　株式会社マルモ入社 平成13年６月　同社取締役 平成15年６月　同社代表取締役専務 平成17年７月　同社代表取締役社長 現在に至る 平成26年６月　当社取締役 現在に至る	－株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
※7	中村好伸（なかむらよしのぶ） （昭和25年12月30日生）	昭和48年４月　株式会社カネナカ商店入社 平成６年６月　同社代表取締役社長 平成22年２月　株式会社カネナカホールディングス代表取締役社長 現在に至る	一株

（注）1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 各取締役候補者の所有する当社の株式の数は、役員持株会の名義で所有する持分株数を含めております。
3. ※は新任取締役候補者であります。
4. 大茂為継氏は社外取締役候補者であります。また、当社は同氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し届け出ており、同氏が原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって１年であります。
5. 大茂為継氏は、長年にわたり株式会社マルモの代表取締役社長を務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識のもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
6. 当社は、大茂為継氏と会社法第423条第１項の損害賠償責任を法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しており、同氏が原案どおり選任された場合、当該契約を継続する予定であります。
7. 中村好伸氏は社外取締役候補者であります。
8. 中村好伸氏が原案どおり選任された場合、新たに東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
9. 中村好伸氏は、長年にわたり株式会社カネナカ商店の代表取締役社長を務められ、現在は株式会社カネナカホールディングスの代表取締役社長を務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識のもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
10. 当社は、中村好伸氏が原案どおり選任された場合、同氏と会社法第423条第１項の損害賠償責任を法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結する予定であります。

第４号議案　監査役１名選任の件

監査役須﨑尚孝氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本義案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
おく　だ　ゆう　じ 奥　田　裕　治 （昭和34年７月22日生）	昭和57年４月　当社入社 平成19年４月　当社商品開発課次長 平成19年５月　当社内部監査室（現　内部監査部）次長 現在に至る	5,746株

（注）1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 候補者の所有する当社の株式の数は、従業員持株会の名義で所有する持分株数を含めております。

第５号議案　退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって取締役を退任される近藤英次氏、中島祐司氏及び監査役を退任される須﨑尚孝氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の基準による相当額の範囲内で、退職慰労金を贈呈いたしたく、その具体的金額、贈呈の時期及び方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議にそれぞれご一任願いたいと存じます。

退任取締役及び退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
こん　どう　えい　じ 近　藤　英　次	平成25年６月　当社代表取締役専務 現在に至る
なか　じま　ゆう　じ 中　島　祐　司	平成24年６月　当社取締役 現在に至る
す　ざき　なお　たか 須　﨑　尚　孝	平成15年６月　当社常勤監査役 現在に至る

以　上

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場のご案内図

会　場　　愛知県知多郡武豊町字大門田11番地
武豊町民会館　響きホール

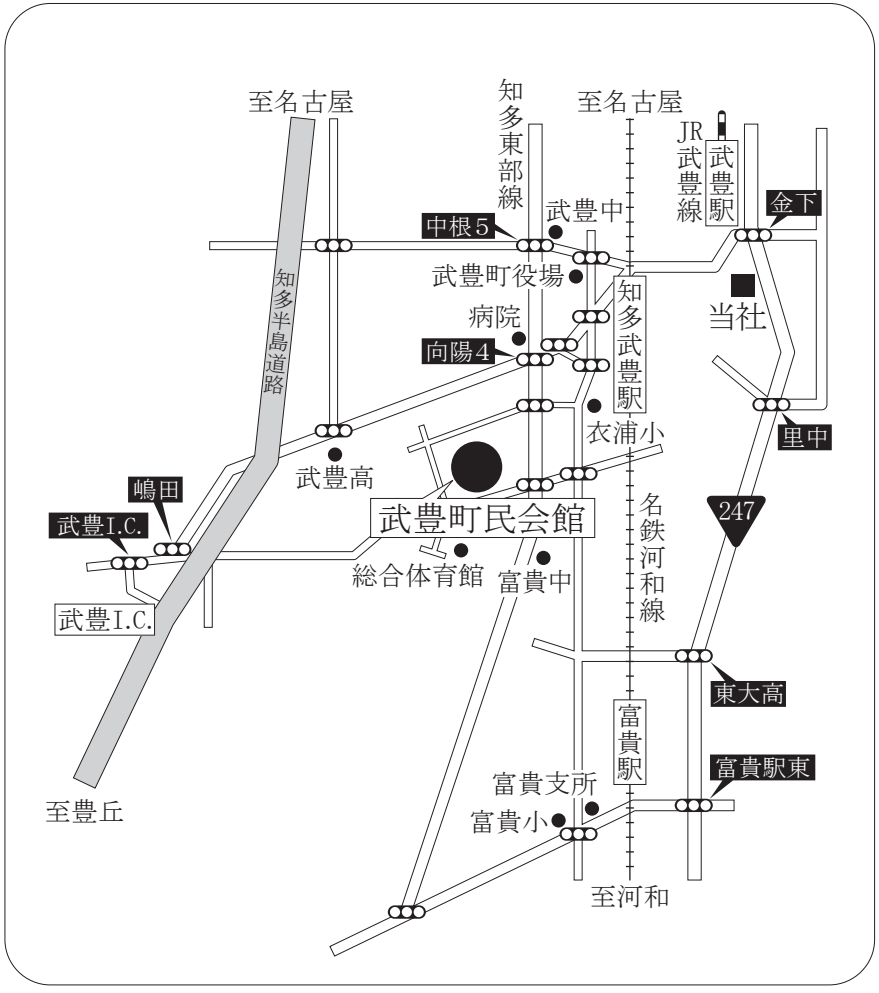

交通機関
名鉄河和線　　知多武豊駅よりタクシーで５分
JR武豊線　　武豊駅よりタクシーで７分
知多半島道路　武豊ICより車で５分